

第75期 定時株主総会 招集ご通知

守谷輸送機工業株式会社
証券コード：6226

開催日時 2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催場所 神奈川県横浜市金沢区福浦1-1-1
横浜テクノタワーホテル
3階 麗峰

※末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

第75期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
(添付書類)	
事業報告	8
計算書類	25
監査報告書	28

新型コロナウイルス感染症の拡大状況及びご自身の健康状態にご留意のうえ、本株主総会へのご出席見合わせも含めてご検討ください。

書面またはインターネットによる議決権行使期限
2022年6月28日（火曜日）午後5時まで

株 主 各 位

横浜市金沢区福浦一丁目14番地9
守谷輸送機工業株式会社
代表取締役社長 守谷 貞夫

第75期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 横浜市金沢区福浦1丁目1番1号
横浜テクノタワーホテル 3階 麗峰
3. 目的事項
報告事項 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://moriya-elevator.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://moriya-elevator.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した計算書類の一部であります。

## 議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。4 ページ以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

### 当日ご出席いただけない場合

#### 書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

**行使期限** 2022年6月28日（火曜日）午後5時到着

#### インターネットによる議決権行使の場合



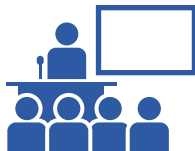
当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

**行使期限** 2022年6月28日（火曜日）午後5時まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

### 当日ご出席いただける場合

#### 株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2022年6月29日（水曜日）午前10時

#### ●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

1. 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
2. インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

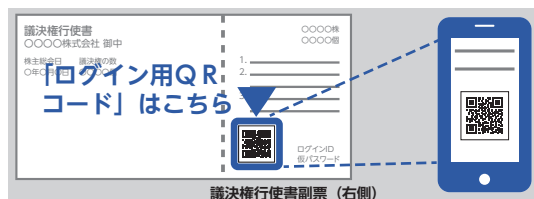
# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権をご行使される場合は、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

## QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

2回目以降のログインの際は、右記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## ■インターネットによる議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株皆様のご負担となります。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 午前9時～午後9時

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufg.jp/>)

1. パソコン、スマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。

入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして認識し、将来の事業展開と経営体制の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主への剰余金の配当を安定かつ継続的に実施することに加え、業績向上にともなって株主への剰余金配当の内容を充実していくことを剰余金配分についての基本方針として位置付けておりますが、その具体的な指標として、配当性向25%程度を目安に配当を実施していきたいと考えております。内部留保資金につきましては、財務体制を強化するとともに、持続的な事業拡大に向けた生産設備やDX（デジタルトランスフォーメーション）、人材等への投資に活用していく方針であります。

第75期につきましては、2022年3月17日に東京証券取引所へ上場することができましたことから、上場記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
  - (1) 当社普通株式1株につき金15円（うち、普通配当12円・上場記念配当3円）  
総額 259,995,000円
  - (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日

### 第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由  
「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
  - (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
  - (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="158 415 748 476">（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p data-bbox="158 476 748 756"><u>第14条 本公司は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p data-bbox="189 793 294 824">&lt;新設&gt;</p> <p data-bbox="189 1171 294 1202">&lt;新設&gt;</p> | <p data-bbox="793 476 899 506">&lt;削除&gt;</p> <p data-bbox="778 756 1005 786">（電子提供措置等）</p> <p data-bbox="763 793 1353 929"><u>第14条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="816 929 1353 1103"><u>2. 本公司は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p data-bbox="778 1141 869 1171">（附則）</p> <p data-bbox="771 1171 1353 1345"><u>1. 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> |

| 現行定款                                | 変更案                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> | <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                               | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社<br>株式の数 |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| <p>くらがき とよあき<br/>倉垣 豊明<br/>1951年4月26日生</p> | <p>1974年5月 株式会社石勝エクステリア 入社<br/>1978年2月 同社 退職<br/>1979年9月 岡田税務会計事務所 入社<br/>1982年12月 税理士試験 合格<br/>1983年9月 岡田税務会計事務所 退職<br/>1983年10月 倉垣税理士事務所 開業 代表<br/>1998年9月 常磐電業株式会社 監査役(現任)<br/>2012年9月 株式会社コンパス 監査役(現任)<br/>2020年5月 税理士法人KURAGAKI 設立 社員<br/>現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>常磐電業株式会社 監査役<br/>株式会社コンパス 監査役</p> | <p>— 株</p>     |

- (注) 1. 補欠監査役候補者の倉垣豊明氏が所属している税理士事務所と当社は、第73期及び第74期において個別取引がありましたが、当社の「社外役員の独立性判断基準」に則って、補欠の社外監査役としての独立性に影響はないと判断しております。こちらを除き、人的関係、資本的關係または取引關係その他の利害關係はありません。
2. 倉垣豊明氏は補欠の社外監査役候補者であり、就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
3. 倉垣豊明氏は税理士としての専門的な知識・経験と経営に関する高い見識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の経営にいかしていただきたいため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は監査役としての経験と税理士としての専門的な知識・経験から、社外監査役として、その職務を遂行していただけると判断しております。
4. 倉垣豊明氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める最低責任限度額とします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。倉垣豊明氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上



(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、長期化する新型コロナウイルス感染症に対するワクチンの普及や段階的な水際対策の緩和等により、個人消費を中心に、このところ持ち直しの動きがみられる状況となったものの、原油価格の高騰をはじめとする世界的な資源・エネルギー価格の上昇、半導体などの一部部材の供給不足や需給ミスマッチによる生産活動の停滞などが生じるなど、その先行きは依然として不透明な状況が続いております。

主として荷物用エレベーターの製造・販売、据付及び保守・修理を展開する当社においては、eコマース市場の拡大や物流施設の大型化、生産拠点の国内回帰という市場環境の中、資材調達・サプライチェーンの維持、在庫水準の適正化、保守・修理業務の体制充実、DXの推進等の施策を行ってまいりました。

このような中、当社の「エレベーター（船舶用を除く）」の売上高は、着工の来期への先送りが一部あったものの、おおむね順調に推移し、7,201百万円となりました。このうち、新規設置は396台で売上高は6,562百万円、入替は19台で、売上高は639百万円となりました。

「保守・修理」の売上高は、6,199百万円となりました。これは、保守・点検契約の解約台数が107台となる一方で、新規契約台数は413台、再契約台数は20台となったことから、期末の保守・点検台数は、6,388台となったことなどによるものです。

「船舶用エレベーター」の売上高は、新型コロナウイルスの影響で建造スケジュールに遅れが発生していることなどから、484百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は13,885百万円（前事業年度は13,517百万円）となり、損益面では、新規設置エレベーターの一部に付加価値の高い物件があったこと、保守・点検契約台数の積上げにより利益率の良い保守・修理の構成割合が上がったことなどにより、売上高総利益率が高まり、営業利益は1,818百万円（前事業年度は1,686百万円）、経常利益は1,833百万円（前事業年度は1,713百万円）当期純利益は1,145百万円（前事業年度は1,084百万円）となりました。

また、当事業年度末における受注残高は11,483百万円(前事業年度は8,897百万円)となりました。

なお、当社はエレベーター事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

注1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

注2 当社は、当事業年度の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)を適用しております。これにより、前事業年度と収益の会計処理が異なるため、経営成績の説明において増減額、前年同期比(%)を記載せずに説明しております。

## (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は148百万円となりました。その主なものは、本社・本社工場の生産設備の更新・合理化を目的とした投資79百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

2022年3月17日をもって東京証券取引所市場第二部に上場し、公募増資により、総額1,587百万円の資金調達を行いました。

## (4) 対処すべき課題

国内の荷物用エレベーターの納入先である物流施設等の建築動向は、概ね順調に推移しており、足元の受注状況も堅調であることから、今後も一定の新設需要は続くと考えております。

また、これに伴い保守・点検契約の台数についても伸長するものと思われれます。

一方、昨春以降、鋼材価格が上昇しておりますが、その他の部材や物流運搬費にも上昇圧力が強まっており、さらに、今春に入りかつてないほど急速に円安が進行しています。

こうした事業環境のもと、当社が対処すべき主な課題は、以下と考えております。

#### ①生産能力・据付能力の拡充

堅調な需要に対応していくため、工場の新設、生産設備の更新・合理化投資等を順次行い、生産体制を整えて、受注残の販売実績を高めていく方針です。合わせて、エレベーターを建物に設置する据付工事の人員を増員して、受注案件の処理能力を高めてまいります。

#### ②材料価格上昇への対応

一部部材の国内調達への切り替えを進めることで円安や資材高への対応を進めるとともに、首都圏を中心とする保守修理・点検業務の内製化によりコストメリットを追求してまいります。

#### ③販売価格交渉による材料価格高騰の吸収

自助努力により材料価格高騰を吸収することには限界があることから、販売価格の引き上げを進めてまいります。

#### ④人材の確保

事業の拡大に対応するため、競争力の根幹である優秀な人材の採用を進めてまいります。具体的には、設計部オフィスの移転、本社の拡充などによる労働環境の充実や企業認知度の向上等を通じて、新卒・中途の積極的な採用を進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分             | 第72期<br>2019年3月期 | 第73期<br>2020年3月期 | 第74期<br>2021年3月期 | (当期) 第75期<br>2022年3月期 |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------|
| 売 上 高 (百万円)     | 11,108           | 12,110           | 13,517           | 13,885                |
| 経 常 利 益 (百万円)   | 1,377            | 1,395            | 1,713            | 1,833                 |
| 当 期 純 利 益 (百万円) | 824              | 860              | 1,084            | 1,145                 |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 57.64            | 60.18            | 75.23            | 74.89                 |
| 総 資 産 (百万円)     | 8,310            | 8,482            | 9,865            | 12,022                |
| 純 資 産 (百万円)     | 2,515            | 3,305            | 4,571            | 7,253                 |
| 1株当たり純資産額 (円)   | 175.89           | 229.33           | 300.73           | 418.47                |

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
4. 2021年12月15日開催の取締役会決議により、2022年1月4日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、第72期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
5. 当期の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。当期の財産及び損益の状況については当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

| 事 業             | 事 業 内 容                    |
|-----------------|----------------------------|
| エ レ ベ ー タ ー 事 業 | エレベーター等の設計製造及び据付、ならびに保守、修理 |

### (8) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

| 名 称               | 所 在 地                               |
|-------------------|-------------------------------------|
| 本 社 工 場           | 神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目14番地9                |
| テ ク ニ カ ル セ ン タ ー | 神奈川県横浜市金沢区福浦二丁目15番地1                |
| 東 京 支 店           | 東京都中央区八丁堀三丁目12番8号 7階                |
| 大 阪 支 店           | 大阪府大阪市西区南堀江一丁目4番19号 なんばスミソウビル3階     |
| 福 岡 支 店           | 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番35号 博多プライムイースト5階 |
| 名 古 屋 支 店         | 愛知県名古屋市中区栄二丁目5番13号 アイ・エスビル8階        |
| 宇 都 宮 工 場         | 栃木県宇都宮市平出工業団地31番8                   |

### (9) 従業員の状況（2022年3月31日現在）

| 従 業 員 数   | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-----------|-------------|---------|-------------|
| 299名（34名） | 8名増（6名増）    | 39.9歳   | 8.1年        |

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員）の直近1年間の平均人員数であります。

### (10) 主要な借入先

| 借 入 先       | 借 入 額  |
|-------------|--------|
| 株式会社横浜銀行    | 48 百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 47 百万円 |
| 株式会社三井住友銀行  | 33 百万円 |

## 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 39,200,000株

(2) 発行済株式総数 17,333,000株

(3) 株主数 3,289名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名                    | 持株数         | 持株比率    |
|------------------------|-------------|---------|
| 株式会社 M 2 W             | 5,500,000 株 | 31.73 % |
| 守谷 貞 夫                 | 1,515,700 株 | 8.74 %  |
| 守谷 順 子                 | 1,330,000 株 | 7.67 %  |
| 濱 芽 久 実                | 1,100,000 株 | 6.34 %  |
| 戸 塚 昌 代                | 1,050,000 株 | 6.05 %  |
| 守 谷 和 香 子              | 1,050,000 株 | 6.05 %  |
| 日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 535,100 株   | 3.08 %  |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）     | 457,600 株   | 2.64 %  |
| 株式会社 S B I 証券          | 332,300 株   | 1.91 %  |
| 株式会社 横浜銀行              | 290,000 株   | 1.67 %  |

(5) その他株式に関する重要な事項

2022年1月4日付にて実施しました株式分割（1株を5株に分割）に伴い、発行可能株式総数は、31,360,000株増加し、発行済株式総数は、12,162,400株増加しております。

2022年3月16日付にて実施しました公募増資に伴い、発行済株式総数は、2,130,000株増加しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

第1回新株予約権（2021年3月26日発行）

- ・新株予約権の数  
770個
- ・目的となる株式の種類及び数  
普通株式 385,000株（新株予約権1個につき 500株）
- ・新株予約権の行使価格  
1株あたり 267円
- ・新株予約権の行使期間  
2023年3月16日から2031年3月15日まで
- ・当社取締役の保有する新株予約権の区分別合計

|                 | 名 称      | 個 数  | 保有者数 |
|-----------------|----------|------|------|
| 取 締 役（社外取締役を除く） | 第1回新株予約権 | 380個 | 6名   |

2022年1月4日付で行った普通株式1株を5株とする株式分割により、「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使価格」は調整されております。

#### (2) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位     | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                             |
|---------|---------|------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 守 谷 貞 夫 | 上海守谷電梯有限公司（子会社） 董事<br>東京エレベーター工業協同組合 理事長 |
| 専務取締役   | 鈴 木 誠   | 船舶・サービス本部長<br>上海守谷電梯有限公司（子会社） 董事         |
| 常務取締役   | 宮 本 公 夫 | 営業本部長                                    |
| 取 締 役   | 舟 橋 裕 之 | 営業副本部長                                   |
| 取 締 役   | 鬼 頭 淳   | 生産本部長<br>上海守谷電梯有限公司（子会社） 担当              |
| 取 締 役   | 櫻 井 智 一 | 技術本部長                                    |
| 取 締 役   | 土 屋 寛   | 管理本部長                                    |
| 取 締 役   | 小 梶 清 司 |                                          |
| 取 締 役   | 内 田 邦 彦 | 弁護士 内田邦彦法律事務所 所長                         |
| 常勤監査役   | 松 葉 敏 宏 |                                          |
| 監 査 役   | 垣 内 晃   |                                          |
| 監 査 役   | 脇 阪 守   |                                          |

- (注) 1. 取締役小梶清司、内田邦彦の両氏は、会社法に定める社外取締役であります。
2. 監査役垣内晃、脇阪守の両氏は、会社法に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役小梶清司氏、内田邦彦氏、監査役垣内晃氏及び脇阪守氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役松葉敏宏氏は、金融機関における長年の経験と一般事業会社での役員の経験により培われた財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役垣内晃氏は、長年にわたる郵政省（現日本郵便株式会社）での経験と事業会社における監査役の経験により、会計を含む企業経営における相当程度の知見を有しております。
6. 監査役脇阪守氏は、企業経営者としての豊富な経験と監査役としての経験もあり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。



## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求にかかる訴訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを意識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

## (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等は、役員報酬規程において世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランス等を考慮して決定する方針ならびに役職に応じた上限額を定めております。

### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬は、2021年3月15日開催の臨時株主総会において、年額420百万円以内と決議をいただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役2名）です。

監査役の報酬は、2021年3月15日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議をいただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役2名）です。

### ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定については2021年6月29日開催の取締役会決議に基づき代表取締役社長守谷貞夫が、その具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。

守谷貞夫に委任した理由は、当社全体業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからです。

#### ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分              | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |             |            |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|-------------------|--------------------|--------------------|-------------|------------|---------------|-----------------------|
|                   |                    | 基本報酬               | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 | 退職慰労金         |                       |
| 取締役 (うち<br>社外取締役) | 248,449<br>(6,600) | 211,341<br>(6,600) | —           | —          | 37,108<br>(—) | 9<br>(2)              |
| 監査役 (うち<br>社外監査役) | 17,800<br>(9,150)  | 17,100<br>(9,150)  | —           | —          | 700<br>(—)    | 3<br>(2)              |

(注) 1. 役員報酬は、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内かつ報酬に関する諸規程に基づき取締役会に諮り決定していることから、その個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

2. 退職慰労金は、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額であります。

#### ⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について

当社は、2022年3月29日開催の取締役会において、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性、透明性及び客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的に、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。

また、2022年5月13日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」について下記のとおり決議しております。

##### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値向上に向けたインセンティブとして機能するよう当社の業績とも連動した報酬体系とし、各取締役の役位や職責、業績等を踏まえた固定報酬としての「基本報酬」及び「業績連動報酬」、ならびに役位や在任年数、功績等を勘案して決定される「退職慰労金」から構成され、いずれも金銭によるものとする。

なお、社外取締役については、その役割と独立性の観点から固定報酬としての基本報酬のみとする。

##### 2. 基本報酬の額またはその算定方法の決定方針

取締役 (社外取締役を除く。) の基本報酬については、既往実績や他社水準、当社社員の給与水準等を勘案し、役位ごとに報酬額に一定の幅を持たせる「報酬レンジ」を設定したうえで、当該レンジの範囲内で職責や遂行能力、担当業務等に応じて決定する。

社外取締役の基本報酬については、その果たす役割や世間水準等を総合的に勘案して決定する。

### 3. 業績連動報酬の額の算定方法の決定方針

「当期純利益」の一定割合を業績連動報酬の総額の上限としたうえで、業績評価の指標としては、本業の収益力を端的に示す「償却前営業利益」を用いる。当該利益の対目標比及び対前年実績比から算出される業績連動係数（変動幅は50%～150%）をベースに業績連動報酬の基準額を算定し、その結果については、社員賞与や他社動向等とのバランスを考慮し一定の範囲で調整できるものとする。なお、各取締役への配分額決定にあたっては、取締役個人の貢献に報いるため、個人評価を反映できる仕組みを導入し、一定の範囲で個々の基準額を調整するものとする。

### 4. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

基本報酬と業績連動報酬の割合は、各々の報酬の性格ならびに事業環境等を勘案しながら役位に順じて決定するものとし、そのおおよその目安は、8：2～7：3の範囲（業績評価が100%の場合）とする。なお、退職慰労金については、その性質から報酬に占める割合は定めないものとする。

### 5. 報酬等の支給時期

取締役報酬の改定は、原則として毎年定時株主総会開催の翌月から適用されるものとし、基本報酬は月額（定期同額）として、また、業績連動報酬についても前事業年度の業績評価等を反映して決定された額を12等分したうえで、基本報酬と合算し月額均等で支給されるものとする。

### 6. 報酬等の決定の委任に関する事項

各取締役の基本報酬額及び業績連動報酬額について、取締役会はその決議により、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の活動内容・担当職務・貢献度等の評価を行うに最適と認められる代表取締役社長守谷貞夫に、株主総会の決議による報酬額の枠内において、取締役会の決定した方針に則し決定するよう委任する。指名・報酬委員会は、その決定プロセス及び結果等について、決定方針等との整合性を照合し、委任された権限が適切に行使されていることを確認する。

### 7. 退職慰労金

退職慰労金については、株主総会における退職慰労金贈呈議案の可決を条件とし、取締役会で定める役員退職慰労金規程に沿って、役位や職責、在任年数、功績等を勘案して決定されるものとし、取締役の退任時に一時金として支給される。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役小梶清司氏は、重要な兼職について該当事項がございません。

社外取締役内田邦彦氏の兼職先である内田邦彦法律事務所と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役垣内晃氏は、2021年9月まで公益財団法人NSG財団（非常勤）の兼職がございましたが、兼職先と当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

社外監査役脇阪守氏は、重要な兼職について該当事項がございません。

### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

当社が知る限り社外役員の小梶清司、内田邦彦、垣内晃及び脇阪守の四氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務実行者または役員（業務執行者であるものを除く）の配偶者及び、その三親等以内の親族であったことはありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

| 氏名      | 地位    | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                             |
|---------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小 梶 清 司 | 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った豊富な経験・見地から、適宜意見・助言を行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。    |
| 内 田 邦 彦 | 社外取締役 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、主に弁護士として培った豊富な知識・見地から、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 垣 内 晃   | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には、19回全てに出席し、また監査役会19回の全て出席し、長年のキャリアから必要に応じて、当社の経営全般に有用な発言を行っております。                               |
| 脇 阪 守   | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会には、19回全てに出席し、また監査役会19回の全て出席し、企業経営に携わった豊富な経験・知識により経営上有用な指摘、意見を述べております。                             |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                     | 支払額      |
|---------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 25,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、同意しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、2022年5月19日に会計監査人の解任又は不再任の決定方針を定めており、その方針は以下のとおりです。

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等その他、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令及び取締役会規程等の社内規程に基づき、会社の重要な業務執行の決定、社長の選定及び解職を行うほか、取締役の職務の執行を監督しております。

また、組織の構成と各組織の所掌業務及び権限を定める組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程を策定し、各職位の責任・権限や業務を明確にし、権限の範囲内で迅速かつ適正な意思決定、効率的な業務執行を行っております。

### (2) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制の整備及び維持を図り、企業倫理・法令遵守の姿勢を明確にするため、社長直轄のリスク管理委員会を設置し、コンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議ならびに管理統括をしております。

リスク管理規程を制定し、取締役及び使用人が法令・定款及び当社の基本方針を遵守した行動をとるための「経営理念」を定め、社長が繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることにより、倫理をもって行動し、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底しております。

内部監査室は、コンプライアンスの遵守状況を監査しております。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告しております。

法令・定款上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供・相談を行う手段として内部通報窓口を設置するとともに当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する内部通報制度規程を制定しております。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、原則として、従業員から部門長へ行う報告から日々の問題点やクレーム等の対応を確認し、部門長がリスクにつながる事項を発見した場合、ただちに社長または取締役へ報告を行うことでリスクを確認し、事前防止を図っております。また、リスク管理規程等の社内規程に基づき、リスク管理を推進するために組織横断的リスク状況の監視及び全社的な対応を総務部が担当し、情報セキュリティ基本方針を定め、規程類とともに、取締役及び使用人全員に提示し周知徹底を図ります。

### (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び取締役会規程の定めに従い取締役会を原則として毎月1回開催し、取締役の職務の執行に係る取締役会の議事録を作成し、適切に保管・管理しております。各部署の業務遂行に伴い決裁権限基準表に従い決裁される案件は、稟議書によって決裁し、適切に保管・管理しております。また、情報セキュリティ基本方針に従い、情報の適切な保管・管理を徹底し、情報の漏えいや不適切な利用を防止します。

### (5) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社は、「子会社管理規程」に定める協議承認事項・報告事項については、当社へ報告し、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗情報の報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保しております。

子会社は、業務執行については「決裁権限基準表」等の規程によって、それぞれの権限を定めて職務の効率化を図っております。

当社内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を実施し、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告を行います。

### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。

### (7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役から、監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないものとしております。

#### **(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

監査役は、会社の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けております。

取締役及び使用人は、会社に重要な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に遅滞なく報告しております。

#### **(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社の財務報告の信頼性確保のため、社長の指示のもと、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行うとともに、社内規程及び関係法令等との適合性を確保します。また、法令等に定める情報の開示について適切な開示のための体制を整備します。

#### **(10) 反社会的勢力排除に向けた体制**

当社は、「反社会的勢力への対応に関する基本方針」及び「反社会的勢力対応規程」を制定し、その中で反社会的勢力への対応を定めており、事業活動を行う際は、法令や社会規範を遵守し、社会秩序や健全な事業活動を阻害する個人、団体とは関わりを持たないことを基本的な考え方としております。

この基本的な考え方にに基づき、組織としての対応を心掛けるとともに、顧問弁護士等との連携を密にし、反社会的勢力に関する情報共有を行い、関係を遮断排除しております。

#### **(11) その他監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、内部監査室と内部監査計画について協議するとともに、内部監査結果や指摘事項等について意見交換を行い、常に連携を密にしております。また、代表取締役社長との定期的な意見交換を実施し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。



業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は19回開催しており、経営上の意思決定を行っております。また、取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。

### (2) 監査役の職務執行

当事業年度において、監査役会は19回開催しており、監査役相互による意見交換が行われております。また、監査役は取締役会を含む重要な会議への出席のほか、内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行を監査しております。

### (3) リスク管理及びコンプライアンス

当社はリスクの軽減、予防及び迅速な対応のため、リスク管理規程及び内部通報制度規程等を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。

また、リスク管理委員会を設置し、経営層と現場との間で、リスク情報の疎通が適切に行われるような体制を備えております。さらに、従業員に対してはコンプライアンスに関する教育を実施することにより、意識向上に取り組んでおります。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>8,869,358</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>4,024,016</b>  |
| 現金及び預金          | 3,949,479         | 支払手形            | 1,469,200         |
| 受取手形            | 8,704             | 買掛金             | 899,315           |
| 電子記録債権          | 75,624            | 一年内返済予定の長期借入金   | 116,284           |
| 売掛金             | 2,266,082         | リース債務           | 20,053            |
| 契約資産            | 1,281,494         | 未払金             | 26,399            |
| 仕掛品             | 804,778           | 未払費用            | 456,736           |
| 原材料及び貯蔵品        | 458,613           | 未払法人税等          | 401,773           |
| 前払費用            | 19,758            | 未払消費税等          | 76,513            |
| その他の            | 4,822             | 前受金             | 276,905           |
| <b>固定資産</b>     | <b>3,153,016</b>  | 工事損失引当金         | 231,729           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>1,792,879</b>  | 製品保証引当金         | 12,589            |
| 建物              | 369,169           | その他の            | 36,514            |
| 構築物             | 38,414            | <b>固定負債</b>     | <b>744,945</b>    |
| 機械及び装置          | 100,703           | 長期借入金           | 13,316            |
| 車両運搬具           | 9,547             | リース債務           | 41,031            |
| 工具、器具及び備品       | 14,810            | 退職給付引当金         | 128,127           |
| 土地              | 1,204,447         | 役員退職慰労引当金       | 528,317           |
| リース資産           | 55,786            | 資産除去債務          | 34,151            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>148,768</b>    | <b>負債合計</b>     | <b>4,768,961</b>  |
| 借地権             | 450               | <b>(純資産の部)</b>  |                   |
| ソフトウェア          | 63,000            | <b>株主資本</b>     | <b>7,209,375</b>  |
| ソフトウェア仮勘定       | 83,183            | 資本金             | 1,058,533         |
| その他の            | 2,134             | 資本剰余金           | 910,708           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,211,367</b>  | 資本準備金           | 910,708           |
| 投資有価証券          | 303,962           | 利益剰余金           | 5,240,134         |
| 出資              | 130               | 利益準備金           | 35,750            |
| 関係会社出資金         | 19,430            | その他利益剰余金        | 5,204,384         |
| 長期前払費用          | 4,713             | 別途積立金           | 50,000            |
| 繰延税金資産          | 237,353           | 繰越利益剰余金         | 5,154,384         |
| 差入保証金           | 78,736            | <b>評価・換算差額等</b> | <b>44,038</b>     |
| 保険積立金           | 546,603           | その他有価証券評価差額金    | 44,038            |
| その他の            | 20,438            | <b>純資産合計</b>    | <b>7,253,413</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>12,022,374</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>12,022,374</b> |

# 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     | 金 額        |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 13,885,681 |
| 売上原価         |         | 10,493,544 |
| 売上総利益        |         | 3,392,137  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 1,573,856  |
| 営業利益         |         | 1,818,281  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息         | 8       |            |
| 受取配当金        | 6,470   |            |
| 受取保険金        | 11,072  |            |
| 受取返戻金        | 23,021  |            |
| 不動産賃貸料       | 11,374  |            |
| 作業くず売却益      | 33,007  |            |
| その他の         | 10,544  | 95,499     |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 673     |            |
| 債権売却損        | 16,462  |            |
| 為替差損         | 23,259  |            |
| 株式交付費        | 11,446  |            |
| 市場関連費用       | 26,173  |            |
| その他の         | 1,969   | 79,984     |
| 経常利益         |         | 1,833,796  |
| 税引前当期純利益     |         | 1,833,796  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 679,145 |            |
| 法人税等調整額      | 9,171   | 688,317    |
| 当期純利益        |         | 1,145,479  |

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株主資本      |         |         |        |                   |
|-------------------------|-----------|---------|---------|--------|-------------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金   |         | 利益剰余金  |                   |
|                         |           | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | 利益準備金  | その他利益剰余金<br>別途積立金 |
| 当期首残高                   | 264,895   | 117,070 | 117,070 | 35,750 | 50,000            |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    |           |         |         |        |                   |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高   | 264,895   | 117,070 | 117,070 | 35,750 | 50,000            |
| 当期変動額                   |           |         |         |        |                   |
| 新株の発行                   | 793,638   | 793,638 | 793,638 |        |                   |
| 剰余金の配当                  |           |         | －       |        |                   |
| 当期純利益                   |           |         | －       |        |                   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |         | －       |        |                   |
| 当期変動額合計                 | 793,638   | 793,638 | 793,638 | －      | －                 |
| 当期末残高                   | 1,058,533 | 910,708 | 910,708 | 35,750 | 50,000            |

|                         | 株主資本      |           |           | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計     |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|------------------|----------------|-----------|
|                         | 利益剰余金     |           | 株主資本合計    | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
|                         | その他利益剰余金  | 利益剰余金合計   |           |                  |                |           |
|                         | 繰越利益剰余金   |           |           |                  |                |           |
| 当期首残高                   | 4,040,234 | 4,125,984 | 4,507,950 | 64,027           | 64,027         | 4,571,977 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額    | 44,684    | 44,684    | 44,684    |                  |                | 44,684    |
| 会計方針の変更を反映した<br>当期首残高   | 4,084,919 | 4,170,669 | 4,552,634 | 64,027           | 64,027         | 4,616,662 |
| 当期変動額                   |           |           |           |                  |                |           |
| 新株の発行                   |           | －         | 1,587,276 |                  | －              | 1,587,276 |
| 剰余金の配当                  | △76,015   | △76,015   | △76,015   |                  | －              | △76,015   |
| 当期純利益                   | 1,145,479 | 1,145,479 | 1,145,479 |                  | －              | 1,145,479 |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           | －         | －         | △19,989          | △19,989        | △19,989   |
| 当期変動額合計                 | 1,069,464 | 1,069,464 | 2,656,740 | △19,989          | △19,989        | 2,636,751 |
| 当期末残高                   | 5,154,384 | 5,240,134 | 7,209,375 | 44,038           | 44,038         | 7,253,413 |

## 会計監査人の監査報告書（謄本）

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月30日

守谷輸送機工業株式会社  
取締役会 御中E Y新日本有限責任監査法人  
東京事務所

|                    |       |    |   |
|--------------------|-------|----|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴木 | 聡 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 奥谷 | 績 |

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、守谷輸送機工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業とし存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書（謄本）

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第75期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。



## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

守谷輸送機工業株式会社 監査役会

常勤監査役 松 葉 敏 宏 ㊟

監査役（社外監査役） 垣 内 晃 ㊟

監査役（社外監査役） 脇 阪 守 ㊟

(注) 垣内晃、脇阪守は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上





